



宮崎県川南町 農山漁村再エネ法の 活用事例 ②

— 地域資源バイオマス発電を支える農山漁村再エネ法の活用 —

再エネ 発電

町内に、鶏ふんと地域未利用材を燃料とするバイオマス発電設備が稼働。両発電設備の稼働により、地域の農林業が活性化。

出力 制御

九州において再エネ発電設備が急増。電力の需要バランスを保つため、固定価格買取制度における出力制御の実施が現実的。

基本計 画策定

農山漁村再エネ法活用の特例措置により、出力制御ルール上の優遇措置を受けることが可能。地域に貢献する両発電設備を支えるため、町は農山漁村再エネ法に基づく基本計画を策定。

更なる 貢献

農山漁村再エネ法の活用により、安定的な発電設備の稼働を実現するとともに、更なる地域貢献の取組が開始。

法 活 用 概 要

- 基本計画策定 : 2016年11月11日
- 協議会設立 : 2016年4月1日
- 設備整備者 : 【A】(株)宮崎森林発電所
(木質バイオマス発電 : 5,700kW)
【B】みやざきバイオマスリサイクル(株)
(鶏ふん燃焼発電 : 11,350kW)
- 活用特例措置 : 地域資源バイオマス発電設備の証明

農山漁村再エネ法活用の経過

2005年05月

宮崎県内の鶏ふん処理に係る問題を解決するため、みやざきバイオマスリサイクル(株)の発電設備が稼働を開始。

2015年04月

山林未利用材の活用による地域林業の活性化を目的とした、(株)宮崎森林発電所の発電設備が稼働を開始。

2015年10月～

農山漁村再エネ法（以下、法。）の特例措置である「地域資源バイオマス発電設備の証明」により、両発電設備の安定稼働を実現するため、町が法活用を検討開始。

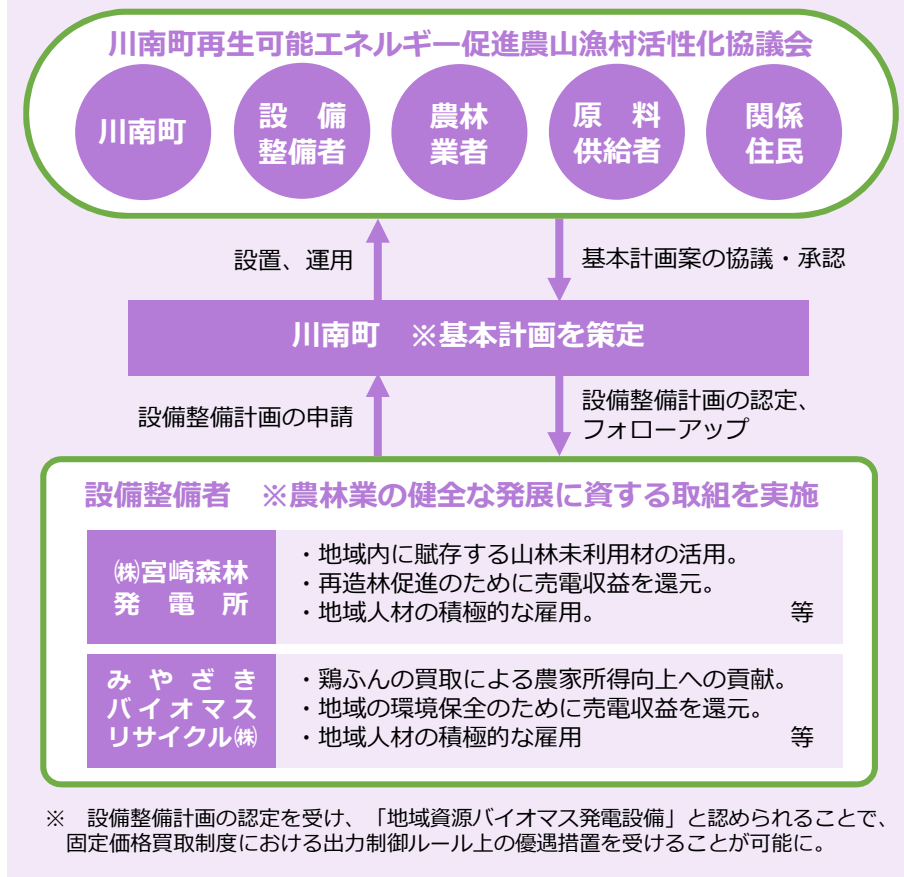
2016年11月

協議会を開催し、法に基づく基本計画案（町が作成）の協議・承認を受け、基本計画が策定。

2016年12月～

両事業者が、町より設備整備計画の認定を受け、地域の農林業の健全な発展に資する取組を開始。

農山漁村再エネ法活用スキーム



2017年度取組

- (株)宮崎森林発電所
森林整備計画及び森林経営計画区域の再造林（5.51ha）に対し、助成金413,250円を支出。
- みやざきバイオマスリサイクル(株)
小学校通学路に、防犯灯としてセンサー調光型ソーラーLED照明を3基設置。